

中国に従業員を派遣する日本の事業主の皆さまへ

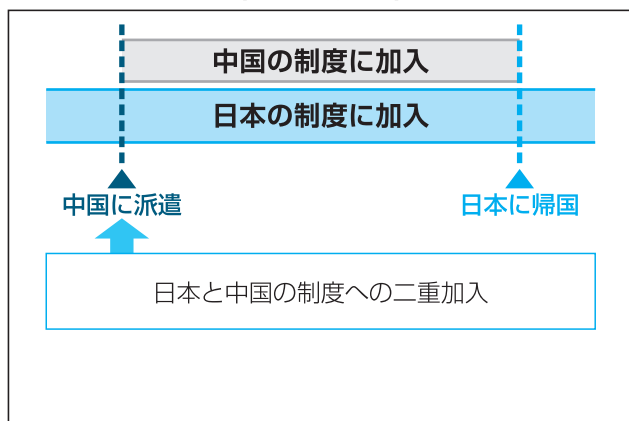
2019年9月1日に 「日・中社会保障協定」が 発効しました

対象となる制度は、次の年金制度のみです。

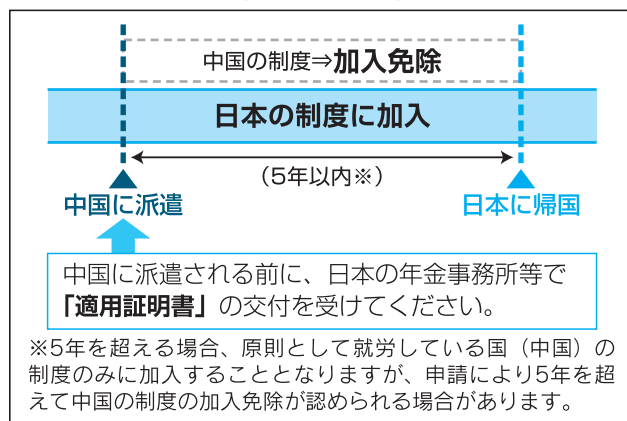
- 日本については、国民年金、厚生年金保険が対象です。
- 中国については、被用者基本老齢保険（职工基本养老保险）が対象です。

1 社会保障協定により、日本と中国の年金制度への二重加入が解消されます。

〈協定発効前〉



〈協定発効後〉



(注) 協定発効前より中国に派遣されて就労している被用者の方も、協定発効日から起算して5年間は中国の制度が免除されます。

2 社会保障協定に関する手続きについて

〔中国に派遣される前の手続き〕

- 中国への派遣前に日本の年金事務所に「適用証明書」の交付申請をしてください。

〔中国に派遣された後の手続き〕

- 中国への派遣後直ちに中国の社会保険料徴収機関に対し、「適用証明書」を提出してください。
- 協定発効前より中国に派遣され就労している被用者の方は、日本で交付された「適用証明書」を中国の社会保険料徴収機関に提出のうえ、中国制度上の手続きに従って、加入している中国の制度の加入免除の手続きを行ってください。

3 次の方には日本から適用証明書が交付されません。

- 中国国内の企業に直接雇用される方
- 中国で自営業者として就労される方
- 日本の年金制度に任意加入している方

詳しくは、日本年金機構のホームページまたは年金事務所でご確認ください。

協定に関する申請書は、ホームページから入手することができます。

<https://www.nenkin.go.jp/service/kaigaikyoju/shaho-kyotei/kyotei-gaiyou/20141125.html>

日本年金機構 社会保障協定 検索

令和元年
10月1日

年金生活者支援給付金制度が はじまります



年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

対象となる方

■ 老齢基礎年金を受給している方

以下の要件をすべて満たしている必要があります。

- ☒ 65歳以上である
- ☒ 世帯員全員が市町村民税が非課税となっている
- ☒ 年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である

■ 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

以下の要件を満たしている必要があります。

- ☒ 前年の所得額が約462万円以下である

請求手続き

- ①平成31年4月1日以前から年金を受給している方
対象となる方には、日本年金機構から請求手続きのご案内が9月上旬から順次届きます。
同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）を記入し提出してください。

- ②平成31年4月2日以降に年金を受給しはじめた方
年金の請求手続きと併せて年金事務所または市区町村で請求手続きをしてください。

請求手続きはお早めに！

日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。

日本年金機構や厚生労働省から、口座番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることはありません。

▶年金生活者支援給付金のご請求でお困りになったときには、お電話ください。

『給付金専用ダイヤル』：0570-05-4092（ナビダイヤル）

年金給付金

検索



ねんきん加入者ダイヤルのご案内

お電話でのお問い合わせは、「ねんきん加入者ダイヤル」をご利用ください。

「ねんきん加入者ダイヤル」（事業所、厚生年金加入者向け）

「0570-007-123」

050から始まる電話でおかけになる場合は、（東京）03-6837-2913



- 受付時間帯は、**8：30～19：00（月～金曜日）**
9：00～17：00（第2土曜日）です。

※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

- 一般の固定電話からおかけになる場合は、全国どこからでも市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外（携帯電話等）からおかけになる場合は、通常の電話料金がかかります。
- 「03-6837-2913」の電話番号におかけになる場合は、通常の電話料金がかかります。
- 「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生しますので、おかけ間違いにはご注意ください。
- 月曜日など休日明けや、お客様のお手元に通知書が届いた直後（5日程度）は、電話がつながりにくくなっています。週の後半と月の後半は、つながりやすくなっていますので、どうぞご利用ください。



健康ウォーク

ウォーキングは体調をよくして健康になる効果があります。習慣としてウォーキングを続けると心肺機能を向上させたり、内臓を強くしたり、ストレスを減少させるなど精神状態の改善まで効果があるといわれています。また、ウォーキングは、酸素を取り入れながら運動する有酸素運動です。脂肪の燃焼を進めることから、ダイエット効果もあるといわれています。

ウォーキングを続けるためには、負担に感じることなく楽しみながら歩くことが大切です。ご夫婦や職場の仲間と景色を楽しみながらのウォーキングもいいですよ。

柿くえば鐘が鳴るなり法隆寺

誰もが知っている、正岡子規の有名な俳句を題名にしたウォークです。法隆寺西門堂の鐘は8時から2時間おきに鳴るので、聞くことができましたら、鐘の音の余韻に子規の俳句を口ずさんではいかがでしょうか。また、いまだに埋葬者が謎につつまれている藤ノ木古墳など、斑鳩の歴史や文化と自然に触れて、古代のロマンを感じながらウォーキングを楽しみませんか。



- 主 催 大阪ウォーキング連合
- 後 援 一般財団法人 大阪府社会保険協会
- 開 催 日 2019年11月17日(日) ※雨天決行
- 集合場所・時間 JR/大和路線 法隆寺駅 午前10時00分集合
- コ ー ス JR・法隆寺駅→法隆寺→藤の木古墳→龍田神社→竜田川→三宝山→JR・法隆寺駅 } 約10km

※解散は午後3時頃の予定

※途中リタイアしていただいても構いませんので、お気軽にご参加ください。

- 参 加 資 格 大阪府内の年金事務所(日本年金機構)または全国健康保険協会大阪支部で厚生年金保険・健康保険の適用を受けている事業所に勤務されている被保険者の方および被扶養者(健康保険組合の被保険者および被扶養者も含まれます)。

※ただし、小学生以下は保護者同伴で完歩できる方に限ります。

- 参 加 費 用 無 料

参加申込書(コピー可)に記載のうえ、当日受付にご提出ください。

【持参されないと有料(500円)になりますのでご注意ください】

- 携 行 品 弁当・水筒・雨具のほか歩きやすい服装

お問い合わせ先

(一財)大阪府社会保険協会

〒550-0003 大阪市西区京町堀1-3-13 辰巳ビル2階
電話 06-6445-3013

キトリ線

「健康ウォーク」参加申込書

氏名(代表者)		男・女	歳
氏 名		男・女	歳
氏 名		男・女	歳

氏 名		男・女	歳
氏 名		男・女	歳
氏 名		男・女	歳

代表者勤務先名称

電話番号

()

勤務先住所

〒

※この申込書にご記入いただきました個人情報は、本事業の運営およびそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。

主 催 大阪ウォーキング連合

後 援 一般財団法人 大阪府社会保険協会

労務事務講習会

事業所の事務担当者の方を対象に講習会を開催します

講師：社会保険労務士 後藤 慶子氏・山口 介衣子氏・高田 千春氏

● テーマ・日程等 ①【年末調整の基礎を学ぼう】 2019年11月 8日(金)

～計算の実務～

②【労働基準法を知って学ぶ】 2019年11月19日(火)・12月 6日(金)

～労務管理の基本的ルール～ ※講習内容は9月開催分と同じです。

※テーマごとに1事業所1名様のお申し込みになります。

(②については、いずれかの日程を選んでお申し込みください)

＜開催場所＞ 大阪府病院年金会館
(大阪市天王寺区六万休町4-11)

＜開催時間＞ 13時30分～16時30分
(途中休憩あり)

＜定 員＞ 各回120名

● 参 加 資 格 大阪府内の年金事務所(日本年金機構)または全国健康保険協会大阪支部で厚生年金保険・健康保険の適用を受けている事業所に勤務されている被保険者の方(健康保険組合の被保険者を含む)

● 参 加 費 用 会員事業所の被保険者 無 料
非会員事業所の被保険者 3,000円/1テーマ1名
(この講習会から入会希望の方は、無料となります)

非会員事業所の参加決定者には、郵便払込票を送付し、入金確認後、参加証を送付します。
なお、会員事業所の参加決定者には参加証を送付いたします。

● 申 込 締 切 ①11月 8日開催分 10月24日(木)必着

②11月19日開催分 10月31日(木)必着・12月 6日開催分 11月14日(木)必着

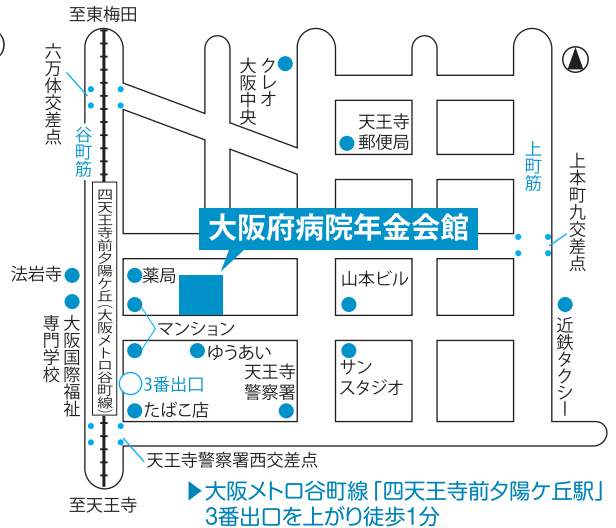
● 申 込 方 法 (ア) 労務事務講習会 参加申込書

(2テーマのお申し込みの場合は、申込書をコピーのうえテーマごとに申込書にご記入ください)

(イ) 宛先を明記した返信用はがき(各テーマごとに1枚必要です)

(ア)・(イ)を同封のうえ、「(一財)大阪府社会保険協会」へ必ず郵送にてお申し込みください。

定員を超える申し込みがあった場合は、抽選により参加者を決定し、返信用はがき(63円)により抽選結果をご連絡いたします。



お 申 し 込 み
お 問 い 合 わ せ 先

(一財) 大阪府社会保険協会

〒550-0003 大阪市西区京町堀1-3-13 辰巳ビル2階
電話 06-6445-3013

労務事務講習会 参加申込書

事業所名称				会員番号(31- -)
非会員の方の入会希望	ある ・ ない	連絡担当者名	非会員 ・ 不明	
事業所所在地	〒 -			
電話番号	()			
参 加 希 望	開 催 日	(フリガナ) 参 加 者 氏 名	男 ・ 女	
テーマ番号	テ ィ マ (講 習 内 容)	月 日 ()		

※この申込書にご記入いただきました個人情報は、本事業の運営およびそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。

社会保険事務説明会

【事業所の事務担当者の方を対象に説明会を開催します】

●日程・テーマ等 2019年11月28日(木)

●【適用関係の事務手続き】

講師：日本年金機構・大手前年金事務所

●【傷病手当金について】

講師：全国健康保険協会大阪支部

●【保険料決定のしくみ】

講師：社会保険労務士 後藤田 慶子 氏

<開催場所>

大阪府病院年金会館

(大阪市天王寺区六万休町4-11)

<開催時間>

13時30分～16時30分(途中休憩あり)

<定員>

120名 1事業所1名様のお申し込みになります。

●参加資格 大阪府内の年金事務所(日本年金機構)または全国健康保険協会大阪支部で厚生年金保険・健康保険の適用を受けている事業所に勤務されている被保険者の方(健康保険組合の被保険者を含む)

●参加費用 無 料

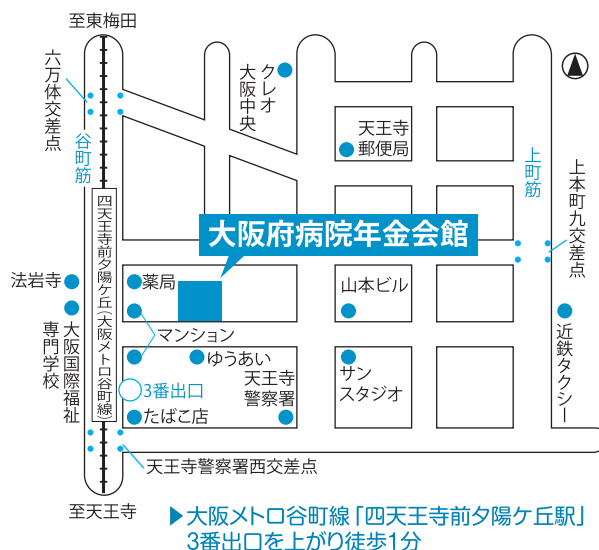
●申込締切 2019年10月31日(木)必着

●申込方法 (ア) 社会保険事務説明会 参加申込書(コピー可)

(イ) 宛先を明記した返信用はがき

(ア)・(イ)を同封のうえ、「(一財)大阪府社会保険協会」へ必ず郵送にてお申し込みください。

定員を超える申し込みがあった場合は、抽選により参加者を決定し、返信用はがき(63円)により抽選結果をご連絡いたします。



お申し込み
お問い合わせ先

(一財)大阪府社会保険協会

〒550-0003 大阪市西区京町堀1-3-13 辰巳ビル2階
電話 06-6445-3013

社会保険事務説明会 参加申込書

事業所名称	会員番号(31 - -) 非会員 ・ 不明	
事業所所在地	〒 -	
電話番号	()	
健康保険被保険者証 記号・番 号	参加者氏名(フリガナ)	男・女

※この申込書にご記入いただきました個人情報、本事業の運営およびそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。

大阪府年金受給者協会設立50周年記念 講演会のご案内

大阪府年金受給者協会は、年金制度のより一層の充実を国や政府に要望する活動をはじめ、会員の皆さまへの情報提供や福祉の向上、また、受給者の皆さまの親睦を深め、趣味や教養の講座を通じて、生き生きと第二の人生を送っていただくお手伝いをしています。

- 開催日時 2019年12月19日(木) 午後1時30分 開演
- 会場 大阪府病院年金会館
大阪市天王寺区六万体的町4-11
- 内容 「この世に生まれて、生きて、生かされて……」
講師 家田 莊子 氏 (作家・僧侶)
- 参加定員 200名
(定員を超える申し込みがあった場合は、抽選となります)
- 参加資格 大阪府年金受給者協会の会員限定の講演会となりますので、
一般の方は入会が必要となります。(年会費 2,000円)



お申し込み
お問い合わせ先

大阪府年金受給者協会

TEL : 06-6772-8110
(平日 午前9時から午後5時まで)

一般財団法人 全国社会保険共済会から

シニアライフセミナー開催のお知らせ

一般財団法人 全国社会保険共済会は、社会保険制度の普及、発展に寄与するための事業を行っており、その一環として社会保険事業に従事する職員の福祉増進を目的として、下記の日程でシニアライフセミナーを開催します。

- 開催日時 2019年10月26日(土)
午後1時10分から午後4時45分までの予定
- 会場 大阪府病院年金会館
大阪市天王寺区六万体的町4-11
- 内容 ①「退職後の生活設計 年金と雇用保険のしくみ」
講師 社会保険労務士 蛭田 芳子氏
②「要介護にならないための体づくり」
講師 管理栄養士 菊池 真由子氏
- 参加定員 先着20名
- 参加料 無料

※受講を希望される方は、2019年10月22日(火)までに、氏名・年齢・住所・連絡先電話番号を明記し、下記のFAXまたはお電話にてお申し込みください。

なお、お申し込み多数の場合は先着順となります。結果は10月23日までにお知らせいたします。

お申し込み
お問い合わせ先

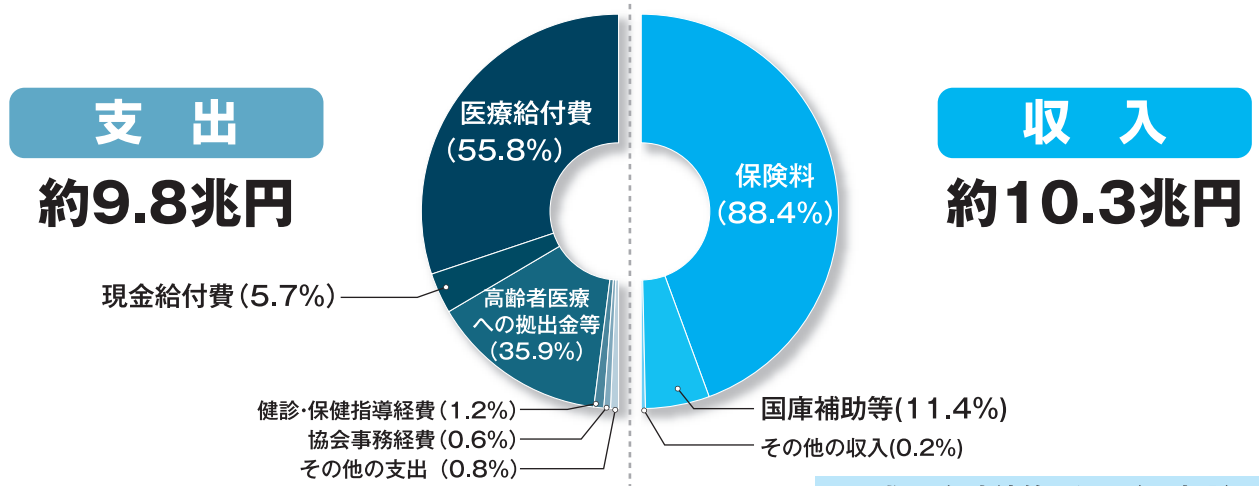
一般財団法人 全国社会保険共済会

FAX : 03-3253-2035
電話 : 03-3253-6500

平成30年度 決算見込みのお知らせ

平素より協会けんぽの取り組みにご理解をいただき、誠にありがとうございます。
このたび、平成30年度決算見込み（医療分）がまとまりましたのでお知らせいたします。

平成30年度の収入は、被保険者数や被保険者の賃金の増加等により、10兆3,461億円になりました。また、支出は、保険給付費の増加や高齢者医療に係る拠出金等により、9兆7,513億円となりました。収支差はプラス5,948億円となりましたが、今後の被保険者人数の鈍化や不透明な経済動向、高額薬剤の保険収載等を踏まえると厳しい状況です。



※端数整理のため、計数が整合しない場合があります。
※より詳しい決算見込みの内容は、協会けんぽのホームページに掲載しています。

決算（見込み）のポイント

収入のポイント

- ◆ 被保険者数が増加（+2.7%）
- ◆ 被保険者の賃金（標準報酬月額）が増加（+1.2%）（カッコ内は対前年度比）

支出のポイント

- ◆ 支出の6割を占める保険給付費（総額）が増加（+3.3%）
- ◆ 診療報酬のマイナス改定（▲1.19%）により、医療費の伸びが抑制された
- ◆ 支出の4割を占める高齢者医療に係る「拠出金等」についても、前年度から横ばいとなった

収支差

5,948億円（法定準備金※の0.8カ月分）

※法定準備金…法令により今後の変動リスクに備えて積み立てなければならない金額（約7,500億円）

平成30年度決算見込み（医療分）	
収入	10兆3,461億円
支出	9兆7,513億円
収支差	5,948億円

ジェネリック医薬品に関するお知らせをお送りします

目的

協会けんぽでは、加入者の皆さまのお薬代の負担軽減が図られるほか、健康保険財政の改善にもつながることから、「ジェネリック医薬品」の普及を推進しており、その取り組みの一環として実施しています。

送付時期

- ①令和元年8月頃 ②令和2年2月頃
* 加入者（被保険者）の方の住所へ直接送付します。

送付対象者

- 主に生活習慣病や慢性疾患などの先発医薬品を長期間服用されている方
- お薬代の自己負担軽減額が一定額以上見込まれる方

お知らせを希望されない方は恐れ入りますが、下記担当窓口までお知らせください。

全国健康保険協会 大阪支部
企画総務グループ
☎ 06-7711-4300（代表）
8：30～17：15
※おかけ間違いにご注意ください。

協会けんぽの申請書・届出書について

以下の書類は添付不要です

傷病手当金

出産手当金

の申請について

●賃金台帳(写)



●出勤簿(写)



●取締役会議事録(写)



高額療養費

の申請について

●領収書(写)

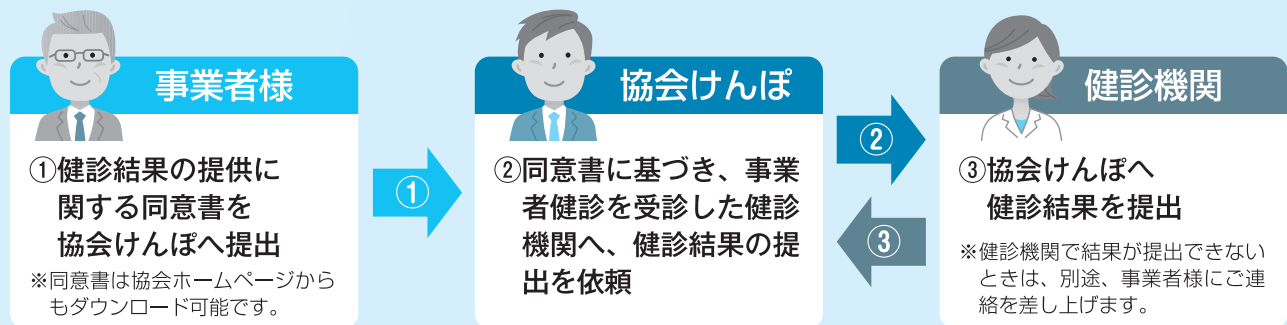


※ただし、他の公的制度から、医療費の助成を受けている場合はコピーの添付が必要です。

事業者健診（定期健診）結果の提供について

「40歳以上の方」で、かつ「協会けんぽの生活習慣病予防健診を受けていない方」がいる事業所は、協会けんぽに上記の方の事業者健診（定期健診）の結果を提供する義務があります。（高齢者の医療の確保に関する法律第27条）健診結果の提供について、ご理解・ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

ご提供までの流れ



提供いただいた健診結果に基づき、生活習慣病にかかるリスクが高い方には、後日、特定保健指導（無料）をご案内いたします。

協会けんぽ年金事務所出張窓口を終了いたします

対象窓口 八尾・天王寺・吹田・淀川

終了日 令和元年11月29日（金）

協会けんぽ大阪支部では、郵送による届出・申請が年々増加しており、現在開設中の出張窓口への来訪者数が減少傾向にあることを踏まえ、上記の協会けんぽ出張窓口を終了いたします。12月以降は、電話によるご相談やご郵送による申請をご利用ください。

☞ 協会けんぽへの申請・届出は、すべて郵送によるご提出が可能です。

☞ 各種申請書は協会けんぽのホームページからダウンロードできます。



お問い合わせ先

全国健康保険協会（協会けんぽ）大阪支部

電話 ● 06-7711-4300（自動音声案内） おかけ間違いにご注意ください。

受付時間 ● 8:30~17:15まで（土・日・祝日・年末年始を除く）

〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル6階

協会けんぽ 大阪

検索